

鴻巣市建設工事設計変更ガイドライン

令和 6年 6月

鴻巣市

目 次

1 鴻巣市建設工事設計変更ガイドラインの目的	1
用語の定義	2
2 設計変更の基本	3
(1) 設計変更の基本的な考え方	3
(2) 適切な設計変更の必要性	3
(3) 設計変更の対象事項	4
(4) 設計図書の確認と手続	5
(5) 工事記録等への概算額の記載方法	6
(6) 設計変更に関する留意事項	7
3 設計図書の照査	8
4 設計変更の対象とならないケース	10
5 設計変更の対象となるケース	11
(1) 図面と仕様書等が一致しない	11
(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある	12
(3) 設計図書の表示が明確でない	13
(4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない	14
(5) 予期することのできない特別な状態が生じた	15
(6) 発注者が必要であると認めるときの設計図書の変更	16
(7) 受注者からの請求による工期の延長	17
(8) 発注者からの請求による工期の短縮	18
(9) 受注者の責めによらない事由による工事の一時中止	19
6 土木工事施工条件明示	25
7 土木工事施工条件明示 記入例	29
8 指定・任意の使い分け	33
9 変更設計事例集	35

(1) 土木工事	35
(2) 建築工事	54
(3) 電気設備工事	61
(4) 建築機械設備工事	64

1 鴻巣市建設工事設計変更ガイドラインの目的

【土木・建築】

公共工事は、多様な制約条件の下で個別に設計・施工を行い、多岐にわたる目的物を完成させるものである。

したがって、発注者は、工事を円滑かつ適切に実施するため、工事施工上の制約となる施工条件を仕様書等に明示し、発注者と受注者の役割を明確にするとともに、施工条件が変わった場合の措置等を明確にする必要がある。

鴻巣市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第18条（条件変更等）では、施工条件が変わった場合等の確認手続や設計図書の変更等について定められているが、その具体的な手続等については不明確な点も多い。

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）が改正され、第7条（発注者の責務）第1項第7号において、「設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと」とされた。これを受け、条件明示の徹底を図ることは、発注者と受注者の双方にとって不可欠な課題である。

そこで、本ガイドラインは、設計変更の対象事項や必要な手続、設計変更を行う際の受注者・発注者双方の留意点を明らかにすることにより、設計変更を適切かつ円滑に行い、公共工事の品質確保及び向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

【土木・建築】

- ◎「設計変更」とは、契約約款第18条又は第19条の規定により設計図書を変更することとなる場合において、契約変更の手続の前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。
- ◎「契約変更」とは、契約約款第24条又は第25条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。
- ◎「提出」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- ◎「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。
- ◎「指示」とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。
- ◎「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合意し、結論を得ることをいう。
- ◎「報告」とは、受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。
- ◎「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- ◎「設計図書」とは、次のものをいう。

土木工事：仕様書（共通仕様書、特記仕様書） 図面 現場説明書

現場説明に対する質問回答書 工事数量総括表

【参照：埼玉県土木工事共通仕様書】

建築工事：現場説明に対する質問回答書 現場説明書 特記仕様書 図面

特別共通仕様書 標準仕様書

【参照：公共建築工事標準仕様書】

2 設計変更の基本

【土木・建築】

(1) 設計変更の基本的な考え方

工事の施工は、設計図書に基づいて施工すべきであるが、真にやむを得ない事情により設計図書と現場等に差異が生じた場合、一体施工の必要性から分離発注できないものについて設計変更を行うこととし、その結果、請負金額や工期に変更が生じた場合は、契約変更を行う。

(2) 適切な設計変更の必要性

品確法第3条の基本理念では「請負契約の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期を定める公正な契約の締結」が示されており、第7条では発注者の責務として「設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと」が規定されている。

(3) 設計変更の対象事項

【土木・建築】

契約約款において、条件変更等に伴う設計変更の対象事項は第18条(条件変更等)に、発注者が必要であると認めるときの設計図書の変更は第19条(設計図書の変更)に、また、受注者の責によらない事由による工事の一時中止については第20条(工事の中止)に規定している。

このことから、主な設計変更の対象となる事項は下表のとおりである。

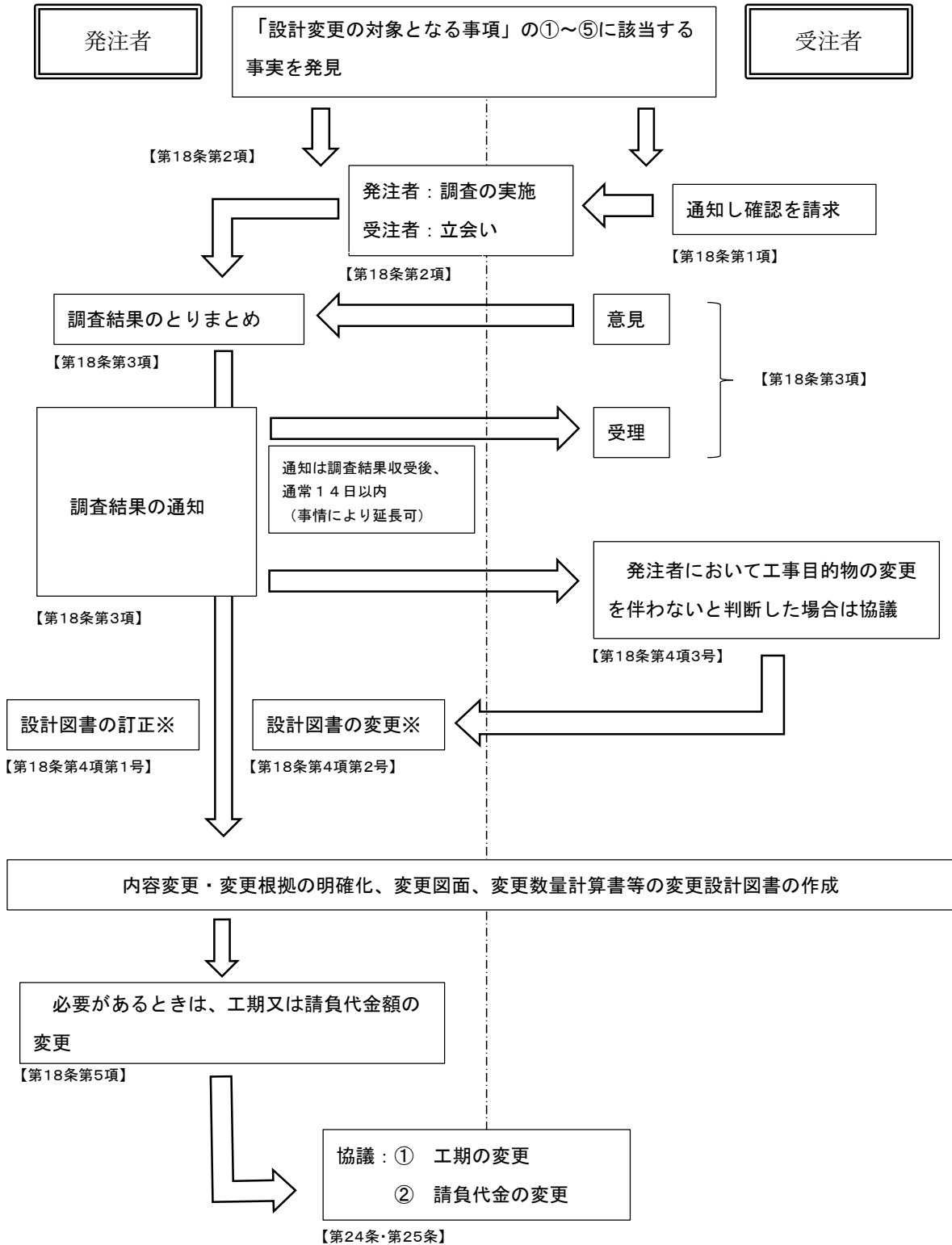
○設計変更の対象となる事項

設計変更の対象事項	契約約款
① 設計図書の内容が一致しない。	第18条第1項第1号
② 設計図書に誤謬又は脱漏がある。	第18条第1項第2号
③ 設計図書の表示が明確でない。	第18条第1項第3号
④ 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない。	第18条第1項第4号
⑤ 予期することのできない特別な状態が生じた(設計図書で明示されていない施工条件について)。	第18条第1項第5号
⑥ 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更	第19条
⑦ 受注者からの請求による工期の延長	第22条
⑧ 発注者からの請求による工期の短縮	第23条
⑨ 受注者の責によらない事由による工事の一時中止	第20条

(4) 設計図書の確認と手続

【土木・建築】

受注者は、工事の施工に当たり、契約約款第18条第1項各号に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、発注者にその確認を請求する。



※訂正：契約約款第18条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合

変更：契約約款第18条第1項第4号又は第5号に該当する場合

(5) 工事記録等への概算額の記載方法

【土木・建築】

設計変更を行うため、契約変更に先立って指示を行う場合は、工事記録にその内容に伴う増減額の概算額を記載する。

ここで記載する概算額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

- ・工事記録等には、変更内容による変更見込概算額を記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。

(6) 設計変更に関する留意事項

【土木・建築】

① 受注者の留意事項

◎受注者は契約約款第18条第1項に該当する事実を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に通知し確認を求める。

◎受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督員との協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、受注者の意見を聴いた上で回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。そのため、受注者はその協議すべき事実が判明次第、できるだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

◎受注者は指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。

② 発注者の留意事項

◎発注者は契約約款第18条第2項に基づく調査を行った場合、同条第3項によりその結果を取りまとめ、調査の終了後14日以内にその結果を受注者に通知する。

◎発注者は関係機関との調整後、速やかに書面による指示・協議等を行う。

◎当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたる。

◎当該事業(工事)における設計変更の必要性を明確にする。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。)

◎現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とする。(一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。)

◎設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

◎一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される中で、一つの工事の設計変更を行う際には、関連する他の工事の設計変更についても検討する。(設計変更となる場合には、関連する他の工事との取り合いや工程の調整を特に注意して図ること。)

3 設計図書の照査

【土木・建築】

○設計図書の照査とは

「設計図書の照査」とは、設計図書に問題点がないか確認することである。

具体的には、受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に該当する事実がないか確認することである。

[参考]埼玉県土木工事共通仕様書 第1編共通編第1章総則（令和6年4月改定）

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

○照査の結果により問題点が見つかった場合

受注者は、当初設計等に対して契約約款第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

○設計図書の照査の範囲を超えるもの

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える行為としては、以下のものなどが想定される。

- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。
ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更に「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑤ 構造物の載荷高が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるものとして扱う）
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成

- ⑨ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成
- ⑩ 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計
- ⑪ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出
- ⑫ 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、埼玉県土木工事共通仕様書「7-14-4-3 路面切削工」「7-14-4-5 切削オーバーレイ工」「7-14-4-6 オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。）

4 設計変更の対象とならないケース

【土木・建築】

◆下記の場合においては、原則として設計変更できない。

(ただし、契約約款第27条(臨機の措置)による対応の場合を除く。)

① 設計図書に定めのない事項において、発注者と「協議」を行わない又は発注者からの「指示」等の通知がなく、受注者が独自に判断して施工を実施した場合

受注者は、契約約款第18条第1項により設計図書と工事現場の不一致、条件明示のない事実を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面(工事記録等)により監督員に提出し確認を求める。

② 発注者と「協議」をしているが、協議の回答前に施工を実施した場合

協議の回答は、発注者が契約約款第18条第3項により調査の終了後14日以内に行うこととなっており、速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要などやむを得ず受注者の意見を聴いた上で回答までの期間を延長する場合もある。そのため、受注者はその事実が判明次第、できるだけ早い段階で協議(工事記録等)を行うことが重要である。

③ 設計変更及び契約変更の協議等を経ない「承諾」で施工した場合

ここでの承諾とは、受注者が自らの都合による施工方法等について監督員に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致・条件明示のない事実の場合は契約約款第18条による確認をすることが必要であり、設計変更及び契約変更が考えられる場合は、安易な承諾による施工は避けるべきである。

④ 契約約款・埼玉県土木工事共通仕様書・公共建築工事共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合

(契約約款第18条～第20条及び第22条～第25条、埼玉県土木工事共通仕様書1-1-1-16～1-1-1-18、公共建築工事標準仕様書1.1.8～1.1.10)

発注者及び受注者は、協議・指示・一時中止・工期変更・請負代金額の変更など所定の手続を行う。

⑤ 正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等の場合

発注者は、速やかに書面による指示・協議等を行う。受注者は、書面による指示・協議等の回答を得て施工する。

5 設計変更の対象となるケース

【土木】

(1) 図面と仕様書等が一致しない（第18条第1項第1号）。

○受注者は、図面と仕様書等が一致しない場合、発注者に発見した事実を通知し、当該事実の確認を請求する。

例)

- ・ 図面と仕様書の材料寸法、数量等の記載が一致しない場合
- ・ 平面図と断面図の寸法、材料名、仕様等の記載が一致しない場合等

(受注者)

「契約約款第18条（条件変更等）第1項第1号」に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



(発注者)

第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正又は変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）を行い、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



受注者及び発注者は、第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある(第18条第1項第2号)。

○受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は当該指摘があった点について確認し、誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。

なお、設計図書に誤謬又は脱漏がある場合には、受注者は、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して誤謬又は脱漏部分を訂正してもらうべきである。

○発注者は、「条件明示について」の通達に基づいて、設計図書の中で条件明示を適切に行う。

例)

- ・条件明示する必要がある場合にもかかわらず、土質に関する一切の条件明示がない。
- ・ " 地下水位に関する一切の条件明示がない。
- ・ " 交通誘導警備員についての条件明示がない。
- ・工事施工上必要な材料名について、図面ごとに一致しない場合
- ・建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合

(受注者)

「契約約款第18条(条件変更等)第1項第2号」に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



(発注者)

第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更(当初積算の考え方に基づく条件明示)を行い、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



受注者及び発注者は、第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

(3) 設計図書の表示が明確でない(第18条第1項第3号)。

- 「設計図書の表示が明確でない」とは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工に当たってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。
この場合においても、受注者が勝手に判断して施工することは不適當である。

例)

- ・土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確
- ・水替工実施の記載はあるが、作業時又は常時排水などの運転条件等の明示がない。
- ・図面の記載内容が読み取れない場合

(受注者)

「契約約款第18条(条件変更等)第1項第3号」に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



(発注者)

第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更(当初積算の考え方に基づく条件明示)を行い、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



受注者及び発注者は、第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代額を定める。

(4) 設計図書に示された(自然的又は人為的な)施工条件と実際の工事現場が一致しない
(第18条第1項第4号)。

○自然的な施工条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無などが挙げられる。

なお、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、工事用道路、壁内配管、工事に関係する法令等が挙げられる。

例)

- ・ 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない。
- ・ 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない。
- ・ 設計図書に明示された交通誘導警備員の配置人数等が規制図と一致しない。
- ・ 橋梁保全工事において、設計図書に明示された構造物の状態が実物と一致しない。
- ・ 前頁の手続により行った設計図書の訂正・変更により、現地条件と一致しない。
- ・ 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が一致せず大きく異なる事実が判明した場合
- ・ 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査及び撤去が必要となった場合
- ・ 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が一致せず大きく異なる事実が判明した場合
- ・ その他、新たな制約等が発生した。

(受注者)

「契約約款第18条(条件変更等)第1項第4号」に基づき、設計図書の条件明示(当初積算の考え)と現地条件とが一致しないことを直ちに監督員に通知



(発注者)

調査の結果、その事実が確認された場合は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の変更を行い、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



受注者及び発注者は、第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた(第18条第1項第5号)。

- 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 設計図書に施工条件として明示されていないが、工事実施の前提となる事項について、契約後に予期することのできない特別な状態が生じた場合は、発注者に発生事実を通知し、当該事実の確認を請求する。

例)

- ・ 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合
- ・ 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合
- ・ 工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった場合等

(受注者)

「契約約款第18条(条件変更等)第1項第5号」に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



(発注者)

調査の結果、その事実が確認された場合は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の変更を行い、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



受注者及び発注者は、第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

(6) 発注者が必要であると認めるときの設計図書の変更（契約約款第19条）

○発注者は、住民要望、周辺環境等の与条件を十分に検討した上で、工事を発注しているが、発注後の事情変化により、設計図書を変更する必要があると認める場合、発注者は変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

例)

- ・周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合
- ・関係官公署の行政指導により、変更する必要があると認める場合
- ・関連工事との調整により、変更する必要があると認める場合
- ・施設の維持管理又は利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合等

(発注者)

「契約約款第19条（設計図書の変更）」に基づき、必要があると認めるときは設計図書の変更内容を受注者に通知して設計図書を変更することができる。



受注者及び発注者は、第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

(7) 受注者からの請求による工期の延長（契約約款第22条）

○受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期の延長変更を請求することができる。

例)

- ・天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- ・設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- ・関連工事との調整により、変更する必要があると認める場合
- ・その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

(受注者)

「契約約款第22条（受注者の請求による工期の延長）第1項」に基づき、その理由を明示した書面により監督員に通知



(発注者)

発注者は第2項に基づき、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。請負代金についても必要と認められるときは変更を行う。



受注者及び発注者は、第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

(8) 発注者からの請求による工期の短縮（契約約款第23条）

○発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

例)

- ・工事の一時中止に伴い、当初計画していた準備工事着手から本体工事等の完了までに必要な期間の延長が予想されるため、準備工事及び本体工事等にかかる期間において当初の計画工程よりも短縮が必要な場合
- ・関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- ・その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

(発注者)

発注者は、「契約約款第23条（発注者の請求による工期の短縮等）第1項」に基づき、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求



(受注者)

受注者は発注者からの請求に基づき、工期短縮を図るため施工計画を発注者に提出し承諾を得る。

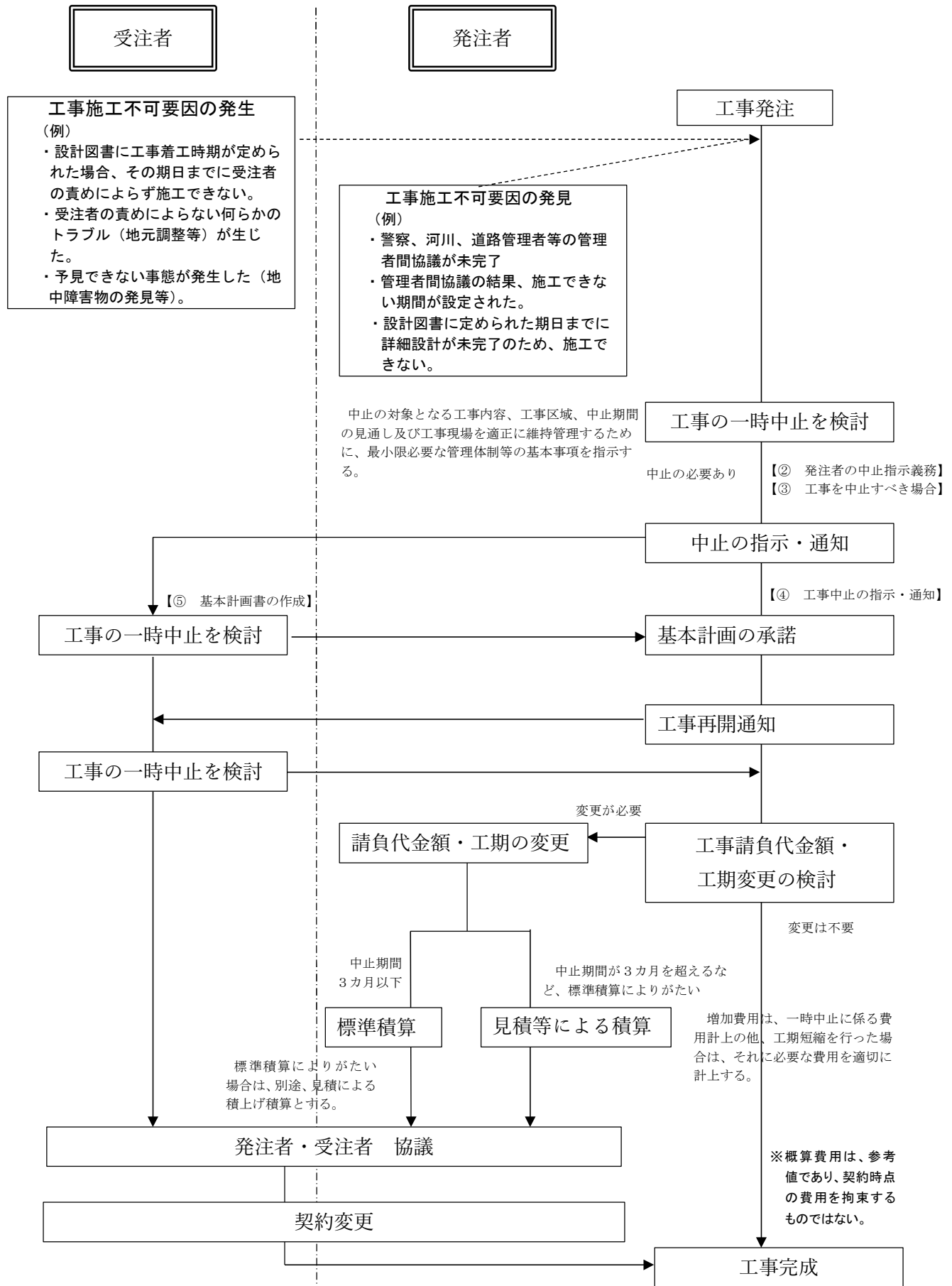


受注者及び発注者は、第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

(9) 受注者の責めによらない事由による工事の一時中止 (契約約款第20条)

① 工事の一時中止に係る基本フロー

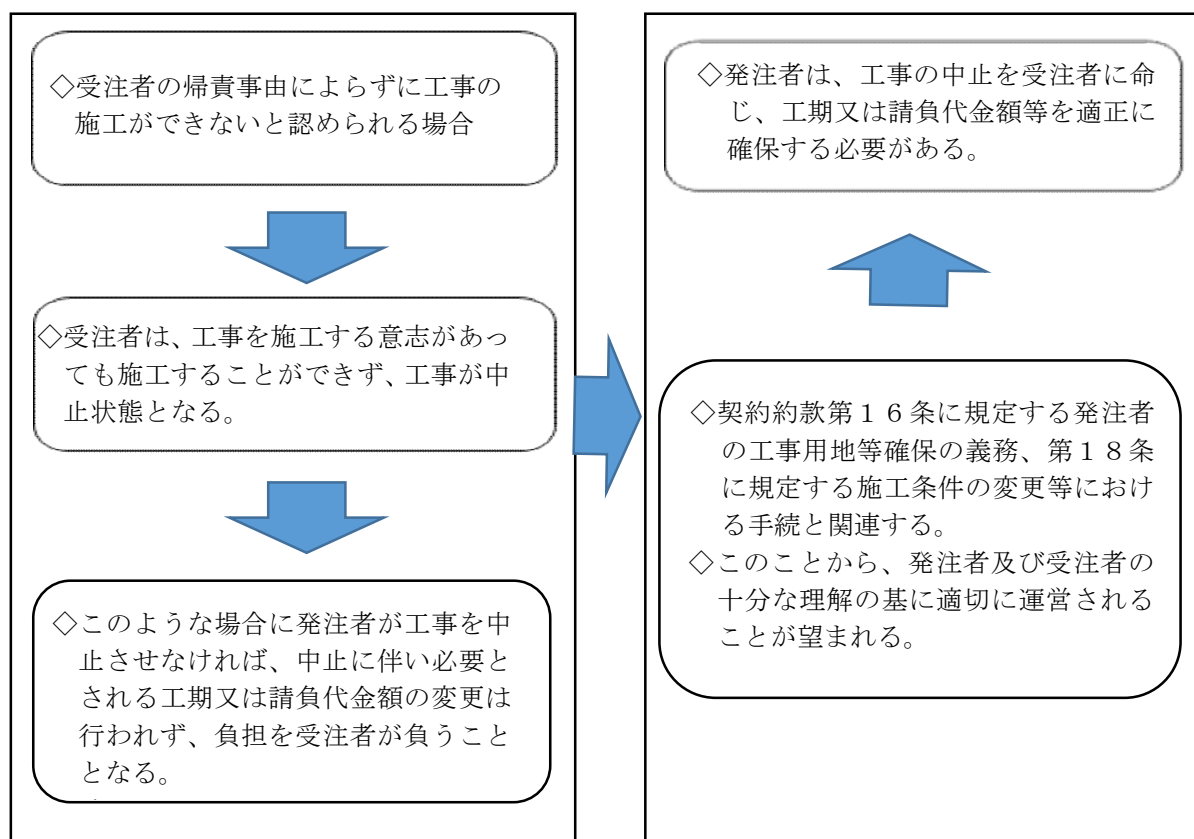
【土木・建築】



② 発注者の中止指示義務

【土木・建築】

- ◆受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められるときは、発注者が工事の全部又は一部中止を命じなければならない。【契約約款第20条】
 - ◆受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。
 - ◆発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。【契約約款第20条】
- ※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注) 工事の一時中止期間における主任技術者及び監理技術者の取扱いについては、以下のとおり。

- ・ 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・ 受注者の責めによらない理由により工事の中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、契約約款（受注者の催告によらない解除権）第52条を準用して、「延期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。

◆受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「(ア)工事用地等の確保ができない等のため、受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「(イ)暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。【契約約款第20条第1項】

◆上記の規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。【契約約款第20条第2項】

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

(ア) 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合

(イ) 自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合

- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため(契約約款第16条)施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため(契約約款第18条)施工を続けることが不可能な場合等
- 設計変更等により建築確認等手続が必要になり、工事の施工を止める必要がある場合
- 同一現場内で、建築、電気、機械等の複数工事があり、何らかの理由で一部の工事が中断又は未着工のため、他工事が施工できない場合

- 「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる。
- 地中障害物・埋設物等の調査及び処理等を行う場合
- 天災等により地形等に物理的な変動があった場合

◆発注者は、工事を中止するに当たっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【契約約款第20条】

なお、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

◇発注者は、必要があると認められるときは、任意に工事を中止することができる。
※必要があると認められるか否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

受注者による中止事案の確認請求

◇受注者は、受注者の責めに帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。

◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

◇そして発注者は、施工を一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。

◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

■土木工事の場合

◆工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、協議する。【埼玉県土木工事共通仕様書1-1-1-16】

※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、承諾を得ることとする。

◆基本計画書の作成に当たっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。

◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は変更計画書を作成し、承諾を得ることとする。

記載内容

- ◇基本計画書作成の目的
- ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料、建設機械器具等の確認に関すること。
- ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること。
- ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ◇工事再開に向けた方策
- ◇工事中止に伴う増加費用※及び算定根拠
- ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続

管理責任

- ◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
- ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

※ 指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。
一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

■ 建築工事等の場合

特記仕様書等への記載事項

◇ 工事一時中止期間中の工事現場の管理に係る内容を「特記仕様書」等に明記する。

一般共通事項[項目] ・ 工事の一時中止

工事の一時中止に係る計画の作成

- 1) 契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、基本計画には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料、建設器具等の確認に関する事、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

- 2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

基本計画作成指示

工事期間中における工事現場の管理は受注者が適切に行う。発注者は工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する計画の作成を指示する。

◇ 受注者は、工事期間中の工事現場の管理を善良な管理者の注意をもって行う。

◇ 受注者は、基本計画において管理責任に係る旨を明らかにする。

◇ 実際に工事着手する前の事前調査や施工計画書の作成中であっても、現場の管理は必要であることから基本計画の提出を受け、承諾を行うこととする。

基本計画への記載内容

◇ 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料、建設機械器具等の確認に関する事。

◇ 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事。

◇ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項

6 土木工事施工条件明示

【土木】

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。

なお、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、受発注者協議により適切に対応するものとする。

1※ 明示項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件として明示するものである。

記載内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。なお、明示事項に変更が生じた場合は監督員に報告し、協議するものとする。

2※ 下記項目の内容は、最低限必要な事項であり、すべての施工条件を網羅していません。

工事は多種多様な条件下で施工するため、各々の工事特性に応じた条件を適宜追加してください。

	明示項目	適用	明示が必要な場合	明示事項	内容	
A 工 程 関 係	1	○	他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合	影響を受ける部分		
				影響を受ける工事内容		
				関連する工事内容		
				関連する工事の開始又は完了の時期		
	2	○	施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合	制限される施工内容		
				制限される施工時期、施工時間		
				制限される施工方法		
	3	○	当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合	制約を受ける内容		
				協議内容		
				協議成立見込時期		
			関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合	影響を受ける部分		
				影響を受ける内容		
工事着手前に地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合又は地下埋設物等の移設が予定されている場合			事前調査項目			
			事前調査期間			
			移設期間			
B 用 地 関 係	1	○	工事用地等に未処理部分がある場合	場所・範囲		
				処理の見込時期		
	2	○	工事用地等の復旧	工事用地等の使用終了後の復旧	復旧内容	
	3	○	工事用仮設道路・資機材置場用の用地を借地させる場合	場所・範囲		
				時期・期間		
				使用条件・復旧方法		

	4	仮用地等として官有地の提供		施工のための仮用地等として 施工者に、官有地等を使用させる場合	場所・範囲	
					時間・時期	
					使用条件	
					復旧方法	
	5	立木伐採		立木伐採を行う必要がある場合	場所・範囲	
					処理方法	
C 公 害 関 係	1	公害防止（騒音・振動・粉塵・排出ガス等防止）		工事に伴う公害防止のため、施工方法、建設機械、設備、作業時間等の指定が必要な場合	施工方法、建設機械・設備、作業時間	
	2	騒音、振動、地盤沈下、地下水枯渇等、電波障害等に起因する事業損失防止調査		工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合が予測される場合	事前・事後調査区分	
					調査時期	
					未然に防止するための必要な調査方法	
					未然に防止するための必要な調査範囲	
	3	水替、流入防止施設		水替・流水防止施設が必要な場合	内容	
期間						
4	濁水、湧水等の処理		濁水・湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合	処理施設、処理条件		
5	特別の環境対策		周辺住民の要望や関係官公署の指導等により特別の環境対策を必要とする場合	内容		
D 安 全 対 策 関 係	1	交通安全施設		交通安全施設等を指定する場合	指定の内容	
					指定の期間	
	2	近接施工		鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法等に制限がある場合	制限される施工方法	
					制限される作業時間帯	
	3	落石、雪崩、土砂崩落等の防護施設		落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合	防護施設の内容	
	4	交通規制		交通規制を実施する場合	規制の内容	
5	交通誘導警備員の配置		交通誘導警備員の配置を指定する場合	延べ人数		
				配置時間		
6	有毒ガス及び酸素欠乏等の対策		有毒ガス及び酸素欠乏対策として、換気設備が必要な場合	換気設備等の内容		

	7	高所作業		高所作業で落下・墜落等対策を指定する場合	指定の内容	
E 工 事 用 道 関 係	1	一般道の使用		搬入出経路、使用時間、使用時間帯等に制限がある場合	制限される工事資機材の搬入出経路	
					制限される使用期間	
					制限される使用時間帯	
	2	仮道路		仮設道路を設置する場合	仮設道路の仕様	
					安全施設等の設置期間	
					工事終了後の措置（存置又は撤去）	
			仮設道路の維持補修が必要である場合	内容		
F 仮 設 備 関 係	1	仮設（仮土留、仮橋、足場等）		仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合	仮設備の内容	
					仮設備の期間	
					仮設備の条件	
			仮設備の設計条件を指定する場合	設計条件の内容		
G 建 設 副 産 物 関 係	1	建設発生土の搬出		建設発生土が発生する場合	受入場所及び仮置き場までの距離	
					処分又は保管条件	
	2	建設副産物の利用		現場内での再利用又は減量化が必要な場合	現場内利用の内容	
					減量化の内容	
	3	建設副産物及び建設廃棄物の処理		建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合	処理方法、処理場所等の処理条件	
					再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合	受入場所、距離等の処理条件
H 工 事 支 障 物 件 等	1	工事支障物件協議		地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合	協議の進捗状況	
					支障物件名、管理者名、位置、移設時期、工事方法、防護等	
					工事期間	

I	1	薬液注入		薬液注入を行う場合	設計条件、施工工法、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長、注入量、注入圧等	
				周辺環境に与える影響の調査が必要な場合	周辺環境調査の内容	
J その他	1	中間検査		検査員による中間検査の対象となる場合	対象工種	
					検査項目	
					時期	
	2	材料検査		監督員による材料検査の対象となる場合	対象となる材料	
					時期	
	3	工事用資機材の保管及び仮置き		工事用資機材の保管及び仮置きが必要な場合	保管及び仮置き場所、時期、保管方法等	
	4	工事現場発成品		工事現場発成品がある場合	品名・数量、現場内での再使用の有無引渡場所等	
	5	支給品及び貸与品		支給材料及び貸与品がある場合	品名・数量・品質	
					規格又は性能	
					引渡場所・引渡期間	
	6	関連機関との近接協議			近接協議に係る条件及び内容	
	7	架設工法		架設工法を指定する場合	施工方法	
					施工条件	
8	工事用水等		工事用水を指定する場合	工事用水の内容		
			工事電力を指定する場合	工事電力の内容		
9	新技術・新工法・特許工法		新技術・新工法・特許工法を指定する場合	工法の内容		
1 0	部分使用		部分使用を行う必要がある場合	部分使用箇所		
				部分使用時期		
1 1	その他		共通仕様書に記載のない施工方法を指定する場合	指定内容		
1 2			施工管理基準に記載のない施工管理（出来型、品質、写真管理）を指定する場合	指定内容		
1 3			景観に配慮し、構造物の色彩やデザイン等を指定する場合	指定内容		

7 土木工事施工条件明示 記入例

【土木】

※ 明示項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件として明示するものである。
記載内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。なお、明示事項に変更が生じた場合は監督員に報告し、協議するものとする。

	明示項目	適用	明示が必要な場合	明示事項	内容
A 工 程 関 係	1	○	他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合	影響を受ける部分	
				影響を受ける工事内容	
				関連する工事内容	
				関連する工事の開始又は完了の時期	
	2	○	施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合	制限される施工内容	
				制限される施工時期、施工時間	
				制限される施工方法	
	3	○	当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合	制約を受ける内容	
				協議内容	
				協議成立見込時期	
			関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合	影響を受ける部分	
				影響を受ける内容	
工事着手前に地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合又は地下埋設物等の移設が予定されている場合				事前調査項目	
	事前調査期間				
	移設期間				
B 用 地 関 係	1	○	工事用地等に未処理部分がある場合	場所・範囲	
				処理の見込時期	
	2	○	工事用地等の使用終了後の復旧	復旧内容	
	3	○	工事用仮設道路・資機材置場用の用地を借地させる場合	場所・範囲	
				時期・期間	
				使用条件・復旧方法	
	4	○	施工のための仮用地等として施工者に官有地等を使用させる場合	場所・範囲	
				時間・時期	
				使用条件	
				復旧方法	
	5	○	立木伐採を行う必要がある場合	場所・範囲	
処理方法					

C 公害 関 係	1	公害防止（騒音・振動・粉塵・排出ガス等防止）	○	工事に伴う公害防止のため、施工方法、建設機械、設備、作業時間等の指定が必要な場合	施工方法、建設機械・設備、作業時間	低騒音、低振動型建設機械の指定の関する規定及び排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定される建設機械・設備を使用するものとする。
	2	騒音、振動、地盤沈下、地下水枯渇等、電波障害等に起因する事業損失防止調査		工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合が予測される場合	事前・事後調査区分	
					調査時期	
					未然に防止するための必要な調査方法	
					未然に防止するための必要な調査範囲	
	3	水替、流入防止施設		水替・流水防止施設が必要な場合	内容	
期間						
4	濁水、湧水等の処理		濁水・湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合	処理施設、処理条件		
5	特別の環境対策		周辺住民の要望や関係官公署の指導等により特別の環境対策を必要とする場合	内容		
D 安 全 対 策 関 係	1	交通安全施設		交通安全施設等を指定する場合	指定の内容	
					指定の期間	
	2	近接施工		鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法等に制限がある場合	制限される施工方法	
					制限される作業時間帯	
	3	落石、雪崩、土砂崩落等の防護施設		落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合	防護施設の内容	
	4	交通規制	○	交通規制を実施する場合	規制の内容	片側交互通行又は全面通行止め
	5	交通誘導警備員の配置	○	交通誘導警備員の配置を指定する場合	延べ人数	20人
					配置時間	交通誘導警備員B: 9:00~17:00
6	有毒ガス及び酸素欠乏等の対策		有毒ガス及び酸素欠乏対策として換気設備が必要な場合	換気設備等の内容		
7	高所作業		高所作業で落下・墜落等対策を指定する場合	指定の内容		
E 工 事	1	一般道の使用		搬入出経路、使用時間、使用時間帯等に制限がある場合	制限される工事資機材の搬入出経路	
					制限される使用期間	
					制限される使用時間帯	

用 道 関 係	2	仮道路		搬入出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合	使用中・使用後の処置内容		
				仮設道路を設置する場合	仮設道路の仕様		
					安全施設等の設置期間		
					工事終了後の措置（存置又は撤去）		
仮設道路の維持補修が必要である場合	内容						
F 仮 設 備 関 係	1	仮設（仮土留、仮橋、足場等）		仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合	仮設備の内容		
					仮設備の期間		
					仮設備の条件		
				仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合	仮設備の構造、施工方法、施工範囲		
				仮設備の設計条件を指定する場合	設計条件の内容		
G 建 設 副 産 物 関 係	1	建設発生土の搬出	○	建設発生土が発生する場合	受入場所及び仮置き場までの距離	○○○残土処理場（○○市○○） L=15.0km	
					処分又は保管条件	処分	
	2	建設副産物の利用			現場内での再利用又は減量化が必要な場合	現場内利用の内容	
					減量化の内容		
	3	建設副産物及び建設廃棄物の処理	○	建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合	処理方法、処理場所等の処理条件	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理する。	
					再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合	受入場所、距離等の処理条件	As：○○アスコン(株) L=3.5km Co：○○建設(株) L=1.5km
H 工 事 支 障 物 件 等	1	工事支障物件協議	○	地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合	協議の進捗状況	○月○日移設申請済み。	
					支障物件名、管理者名、位置、移設時期、工事方法、防護等	1.支障物件名：電柱（東電） 2.支障物件名：ガス管	
				地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合	工事内容		
					工事期間		

I	1	薬液注入		薬液注入を行う場合	設計条件、施工工法、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長、注入量、注入圧等	
				周辺環境に与える影響の調査が必要な場合	周辺環境調査の内容	
J その他	1	中間検査	○	検査員による中間検査の対象となる場合	対象工種	監督員の指示による
					検査項目	監督員の指示による
					時期	工事進捗率 50%程度
	2	材料検査		監督員による材料検査の対象となる場合	対象となる材料	
					時期	
	3	工事用資機材の保管及び仮置き		工事用資機材の保管及び仮置きが必要な場合	保管及び仮置き場所、時期、保管方法等	
	4	工事現場発成品		工事現場発成品がある場合	品名・数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等	
	5	支給品及び貸与品		支給材料及び貸与品がある場合	品名・数量・品質	
					規格又は性能	
					引渡場所・引渡期間	
	6	関連機関との近接協議			近接協議に係る条件及び内容	
	7	架設工法		架設工法を指定する場合	施工方法	
					施工条件	
8	工事用水等		工事用水を指定する場合	工事用水の内容		
			工事電力を指定する場合	工事電力の内容		
9	新技術・新工法・特許工法		新技術・新工法・特許工法を指定する場合	工法の内容		
1 0	部分使用		部分使用を行う必要がある場合	部分使用箇所		
				部分使用時期		
1 1	その他		共通仕様書に記載のない施工方法を指定する場合	指定内容		
1 2				施工管理基準に記載のない施工管理（出来型、品質、写真管理）を指定する場合	指定内容	
1 3				景観に配慮し、構造物の色彩やデザイン等を指定する場合	指定内容	

8 指定・任意の使い分け

【土木・建築】

【基本事項】

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、契約約款及び設計図書に特別の定めがある（以下「指定」という。）場合を除き、受注者がその責任において定める。【契約約款第1条第3項】

- ① 施工方法等について、契約約款及び設計図書に特別の定めがない（以下「任意」という。）場合、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ② 任意の場合、施工方法等に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ③ ただし、指定・任意ともに設計図書に示された施工条件と実際の施工条件が一致しない場合、契約約款第18条第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の修正又は変更を行う。

【留意事項】

◆下記の事項に留意する。

発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。



任意については、受注者が自らの責任で行うもので、施工方法等の選択は受注者に委ねられている。（変更の対象としない）



発注者（監督員）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う。

（任意における不適切な対応例）

- ・ ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」とする対応
- ・ 標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」とする対応
- ・ 新技術の活用については受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法」で施工するよう対応

【土木・建築】

◎発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■自主施工の原則

契約約款第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

契約約款第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に明示する。	施工方法等について具体的には明示しない(※1)。
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意(施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする。	設計変更の対象としない。
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする。	設計変更の対象とする。
その他	<指定仮設とすべき事項> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・ 仮設構造物を一般交通に供する場合 ・ 関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・ 特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・ 他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設 	

※1 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではない。ただし、参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合がある。

9 変更設計事例集

(1) 土木工事

【変更事例：土木①】工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

用地取得を前提として工事契約した一部分について用地交渉が不調となったため、その区間では設計どおりの構造で施工が不可能なことから、用地取得範囲内ですりつけ構造として変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 工事用地に関する施工条件として用地取得時期を明示
- ・ 「予定どおり処理できない場合は、監督員と協議する。」と示されていた。



- ・ 一部分について移転用地交渉が不調



変更設計

- ・ 用地取得範囲内ですりつけるよう暫定構造とする。
- ・ 変更した設計図書に基づき変更設計とする。

【契約約款19条(設計図書の変更)】

Point

契約約款第19条(設計図書の変更)では、発注者は必要があると認めるときは、設計図書を変更することができることされており、変更内容を受注者に通知して、工期又は請負代金額の変更を行う。

【変更事例：土木②】工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

当初想定していた支持地盤が試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明したので、基礎工の構造を変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 設計図書には土質柱状図及び支持地盤となる岩盤線が示されていた。



- ・ 試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明



変更設計

- ・ 試験杭の施工結果により工事の一時中止を指示
- ・ ボーリング調査を追加
- ・ 土質変更に伴う基礎杭長、基礎杭径等の変更について設計図書に明示
- ・ 一時中止の増加費用、ボーリング調査費用及び変更設計図書に基づく基礎構造の費用計上

Point

岩盤線推定のためのボーリングはジャストポイントで行われているとは限らないので試験杭で確認することは有効

【変更事例：土木③】工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

- 土質条件が現場と設計で一致せず、薬液注入率を変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・当該箇所の土質条件は、設計図書に「土質柱状図」及び「薬液注入工法」が示されていた。



- ・土質条件が現場と設計で一致しなかった。



変更設計

- ・土質条件の変更を設計図書に明示
- ・変更後の薬液注入率で費用を計上

Point

設計図書の変更内容は施工条件である「土質柱状図の変更」であり、これに伴う薬液注入率の変更は設計図書の変更ではなく、単に積算の変更となる。

(※)この場合、薬液注入率の変更を明確に伝える必要がある。

※通常、注入量、注入率等については、特記仕様書で「条件明示」している。

【変更事例：土木④】 工事目的物の追加

埋設管が工事の支障となるため、既設管を一部撤去し、埋設管の切り直し工事を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 既設管は、設計図書には示されておらず、その対処方法については「監督員が別途指示する。」と示されていた。



- ・ 埋設管が工事の支障となる。



変更設計

- ・ 既設埋設管を一部撤去し、新規に切り回しする埋設管の位置、規格、数量等を設計図書に明示
- ・ 既設埋設管の一部撤去費用と新規切り直し埋設管の敷設費用を計上

Point

工事に影響する可能性が大きいいため特記仕様書又は図面には「存在」を記しておく、設計変更の対象とする可能性を示唆しておく、施工過程での調査内容については速やかに監督員に通知し、その確認を請求すること。【契約約款第18条(条件変更等)】

【変更事例：土木⑤】施工数量の増減

一部用地において所有者との交渉が難航して、契約工期内に工事が完成できない見通しとなり、当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 工事用地に関する施工条件として用地取得時期が明示されていた。また、「予定どおり処理できない場合は、監督員と協議する。」と示されていた。



- ・ 一部用地において所有者との交渉が難航



変更設計

- ・ 工事の一時中止を指示し、工期延長を行う。
- ・ 用地未取得箇所の工事数量を減じ積算すると共に工事の一時中止に伴う増加費用を計上

Point

やむを得ず工事の一部を一時中止しなければならない場合は、数量増減に伴う設計図書の変更を行う。【契約約款第19条(設計図書の変更)】

【変更事例：土木⑥】施工数量の増減

工事施工箇所に家屋移転補償済みの家屋があるが、当初想定していた時期より移転が遅れたため当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 用地未取得地の範囲、取得見込時期が設計図書に示されていないかった。



- ・ 当初想定した移転時期より遅れた。



変更設計

- ・ 工事の一部中止を指示すると共に設計図書の変更を行う。
- ・ 変更した設計図書に基づき変更設計とする。【契約約款第19条(設計図書の変更)】

Point

用地の確保時期は施工計画に影響を与えるため、移転完了の見込時期等も明示しておく必要がある。

【変更事例：土木⑦】施工方法等の変更

排水基準を満足する水質で排水したところ、濁水のために水質汚濁が危惧されたため、濁水処理設備を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・当初設計図には水質汚濁に関する特別な事項は示されていないかった。



- ・濁水のため水質汚濁が危惧された。



変更設計

- ・水質管理に伴う処理剤及び濁水処理設備の機能、稼働時間について明示
- ・変更積算は濁水処理設備等について計上

Point

本来ならば、濁水処理設備の必要性の有無も含めて受注者が自主的に施工する範囲であるが、濁水という状況下においてその必要性が発注者で検討されたもの。

【変更事例：土木⑧】施工方法等の変更

地元要望により、振動発生への懸念があるとして発注者に工法変更の申入れがあり、工法を変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・仮締め切りの施工については、打ち込みを高周波バイブロハンマ方式、引き抜きを電動式バイブロハンマ方式によるものを施工方法を指定している。また、「現地の状況によりがたい場合は、監督員と協議する。」と示されていた。



- ・地元要望により、振動発生への懸念があるとして発注者に工法変更の申入れがあった。



変更設計

- ・受注者と協議の上、鋼矢板の打ち込み、引き抜き工法を変更する。
- ・特記仕様書に工法変更を明示した。

Point

契約時点では、最も合理的な工法として指定したものであるが、地元から要望を寄せられた時点で、発注者は苦情内容を調査し、「周辺住民に振動による悪影響を及ぼさない施工方法を採用すること」という施工の制約を変更特記仕様書に示し、設計変更の対象とする必要がある。

【変更事例：土木⑨】施工方法等の変更

工事用道路の振動抑制対策について地元要望があり、調査の結果、砕石による補修だけでは解決しないため敷鉄板の敷設を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 工事用道路に関しては「既設のものを使用すること」としており、補修に関しては補修材の材質、数量が明示されていた。



- ・ 工事用道路の振動抑制対策について地元要望があった。



変更設計

- ・ 工事用道路の整備について補修材料及び敷鉄板の敷設数量を明示
- ・ 敷鉄板の敷設費用及び損料を計上

Point

施工手段や仮設は本来任意であるが、重要な仮設物や特別に地元と約束がある場合などの仮設については指定仮設として設計図書に示すことになる。この場合、地元要望に基づき施工条件の変更となったため設計変更の対象とする。

【変更事例：土木⑩】施工方法等の変更

現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。これにより、昼間とは別に夜間作業に伴う交通誘導警備員の配置が必要となった。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・「全作業は昼間作業」という施工時間帯が施工条件として示されている。また、車両出入口の箇所数と交通誘導警備員の人数が示されていた。



- ・ 現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。



変更設計

- ・以下の3点について設計図書に条件明示する。
 - ① 夜間作業の区分
 - ② 交通誘導警備員の夜間作業時間帯及び員数
 - ③ 夜間作業の変更に伴う工期の延長
- ・夜間作業に伴う積算の変更と交通誘導警備員の費用を計上

Point

当初の特記仕様書では作業が昼間を前提としており、交通誘導警備員の配置も昼間のみであった。しかし、警察協議により夜間作業に条件変更となったため設計変更の対象とする。

【変更事例：土木①】施工方法等の変更

当初見込んでいた道路使用が許可されず、クレーン及び仮設プラントの設置費用に仮栈橋を設けることとした。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 当初の特記仕様書では仮設備の設置方法についての指示が示されており、設置個所は車道の1車線規制が可能である旨の施工条件が示されていた。



- ・ 当初見込んだ道路使用が許可されなかった。



変更設計

- ・ 施工ヤードとして仮栈橋工を設計図書に明示し、変更設計図書に従い仮栈橋工を計上

Point

道路使用が許可されず施工ヤードを変更せざるを得なかった。条件明示に先立って、道路使用が可能であるか事前の調査・検討が必要であった。

【変更事例：土木⑫】施工方法等の変更

当初設計では、掘削に当たり水替えポンプを想定していたが、予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・当初設計図書には水替ポンプの規模と数量が示されていた。「φ〇〇×台数を想定しているが、これによりがたい場合は、監督員と協議」と示されていた。



- ・予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。



変更設計

- ・ウェルポイント工法の追加に伴って水替工のポンプ台数を減じて積算
- ・ウェルポイント工法の費用を計上

Point

一般に工事の施工条件は、たとえ常識的な範囲であっても、具体的な数値等を設計図書に明示しておくことが望ましい。

【変更事例：土木⑬】工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

用地取得交渉に不測の日数を要したため一時中止し、工期延期を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 工事用地に関する施工条件として用地取得時期が明示されていた。また、「予定どおり処理できない場合は、監督員と協議」と示されていた。



- ・ 用地取得交渉に不測の日数を要した。



変更設計

- ・ 工事の一時中止を指示し、工期延長を行う。変更費用については工事の一時中止に伴う増加費用を計上【契約約款第20条(工事の中止)】

Point

発注者は、施工条件として用地未取得部分がある場合は、取得見込時期を明らかにすると共に事実上施工が不可能なときは、時期を逸せず工事の一時中止を速やかに指示する必要がある。

【変更事例：土木⑭】工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

地元農業関係者等から環境への影響があるとして工事計画（工事に伴う排水計画）の再検討について要望が出されたため地元合意が成立するまで工事を一時中止した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・当初、特記仕様書には「排水計画を作成し監督員と協議する。」と示されていた。



- ・地元農業関係者等から環境への影響があるとして工事計画の再検討について要望書が出された。



変更設計

- ・速やかに工事の一時中止の指示を行い、土木工事共通仕様書に基づき「基本計画書」の作成を行う。【埼玉県土木工事共通仕様書1-1-1-16】
- ・工事の一時中止に伴う増加費用を計上【契約約款第20条（工事の中止）】

Point

地元からの計画見直しの要望により、発注者が工事の中止を認めたものであり、工事の全部又は一部の施工を中止させることができる。このとき一時中止に伴う増加費用について受注者と協議して費用を見込まなければならない。

【変更事例：土木⑮】工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了できないため、工期延長を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・当初設計では現況河川の平水位が示されていた。



- ・予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了できなくなった。



変更設計

- ・受注者から河川の増水により基礎工の施工が不可能である旨を明示(工事期間中の水位観測、天気調査結果、写真、工程表)
- ・工期の延長【契約約款第22条(受注者の請求による工期の延長)・第24条(工期の変更方法)】

Point

河川の増水が予期できないものか否かの判断がポイント。例年とは異なる水位の状況であり、施工できない水位であることを示さなければならない。

【変更事例：土木⑯】工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

橋梁保全工事において、当初設計で想定していない補修履歴や添架物が発見され、工法の見直しに必要な期間について、工期延長を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・当初設計図面に構造物の諸元が示されており、「現地と差異がある場合は、監督員と協議」と示されていた。



- ・当初図面に記載のない事象により、想定していた施工方法では施工ができなくなった。



変更設計

- ・施工方法等の見直しに必要な期間について、工事の一時中止を指示し、工期延長を行う。
- ・工事の一時中止に伴う増加費用を計上【契約約款第20条(工事の中止)】

Point

橋梁補修等においては、現地調査を行うまで、当初設計と差異が明らかにならないことが多い。当初の施工条件と現地に差異があり、工法等の見直しが必要な場合には、速やかに工事の一時中止を指示し、一時中止に伴う増加費用について受注者と協議の上、費用を見込まなければならない。

【変更事例：土木⑰】工期短縮に伴う変更

当初設計変更時点の現場条件に違いがあり〇〇工を追加したが、供用日が決まっており、追加工種分の工期延長ができず、当初工期のまま施工を指示した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 〇〇工種はなかった。



- ・ 〇〇工種を追加したが、供用日が決まっていたため、当初工期のまま施工することになった。



変更設計

- ・ 受発注者間で〇〇工種追加に伴う工程上の影響を確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。

ex.

- ・ 施工時間の延長
- ・ 建設機械の増

Point

工種追加により、作業が増えているが工期の延長をしない場合は、その影響が作業段取り等に出てくる可能性があり、その影響について必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。（※週休2日制モデル工事の場合についても、工程上の影響について確認し、合意した内容に基づいた変更設計が必要である。）

【変更事例：土木⑩】工期短縮に伴う変更

工事の一時中止により2か月の工期延期になるところ、供用日が決まっているため、工期延期を1か月とし、1か月間の工期短縮するための施工を指示した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 設計工程：〇か月



- ・ 工事の一時中止が発生し、工期延期になるところ、供用日が決まっているため、1か月工期を短縮する施工方法を検討し、実施することになった。



変更設計

- ・ 受発注間で1か月工期を短縮する方策について確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。

ex.

- ・ プレキャスト導入に伴う増
- ・ 建設機械の増
- ・ 夜間施工に伴う増

Point

工事数量に変動はないが、工程を短縮するために作業時間や機械セット数を増やす必要がある場合、その必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。（※週休2日制モデル工事の場合についても、工程上の影響について確認し、合意した内容に基づいた変更設計が必要である。）

【変更事例：土木⑱】工期短縮に伴う変更

工事の一時中止により〇か月の工期延期になるところ、供用日が決まっているため、〇か月工期を短縮するための施工を指示した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 設計工程：〇か月



- ・ 工事の一時中止が発生し、工期延期になるところ、供用日が決まっているため、〇か月工期を短縮する施工方法を検討し、実施することになった。



変更設計

- ・ 受発注者間で〇か月工期を短縮する方策について確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。

ex.

- ・ プレキャスト導入に伴う増
- ・ 建設機械の増
- ・ 夜間施工に伴う増

Point

工事数量に変動はないが、工程を短縮するために作業時間や機械セット数を増やす必要がある場合、突貫工事で生じるロスも含めて、その必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。（※週休2日制モデル工事の場合についても、工程上の影響について確認し、合意した内容に基づいた変更設計が必要である。）

(2) 建築工事

【変更事例：建築 ①】

建築基準法の規定により、既存建築物の開口部を防火設備に改修する必要があるため、該当する開口部の仕様を変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 増築工事において、同一敷地内にある既存建築物の延焼のおそれがある部分に該当する開口部は防火設備にする必要があるが、設計図書には防火設備に関する記載がない。



- ・ 計画通知の手続において、既存建築物に防火設備の記載漏れが判明した。



変更設計

- ・ 既存建築物の延焼のおそれがある部分に該当する開口部の位置、仕様等を設計図書に明示する。
- ・ 変更した設計図書に基づく費用を計上する。

Point

建築基準法の規定により、耐火要求のある建築物では、延焼のおそれのある部分の開口部は防火設備にする必要がある。

法令により要求される仕様等については、増築工事の際に既存建築物の改修が必要となる場合があるので、設計時に十分注意する必要がある。

【変更事例：建築 ②】

設計図書で明示されていない既存の埋設管が現れた。建築物の配置から基礎工事の支障となるため、既存の埋設管を一部撤去し、埋設管の切り回し工事を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 既存の埋設管は、設計図書には明示されていなかった。



- ・ 既存の埋設管が基礎工事の支障となる。



変更設計

- ・ 既存の埋設管を一部撤去し、新規に切り回しする埋設管の位置、仕様等を設計図書に明示する。
- ・ 既存の埋設管の一部撤去費用と新規切り回し埋設管の敷設費用を計上する。

Point

既存の埋設管については、工事に影響する可能性が大きいため、特記仕様書等には「存在」を記載しておく必要がある。

施工過程での調査内容については、速やかに受注者は監督員に報告し、その確認を請求する。

【変更事例:建築 ③】

学校のプール槽改修工事において、工事着手後にプール槽(FRP製)の水を抜いて劣化状況を詳細に調査したところ、設計時の調査では把握できなかったひび割れ・剥離等が多数発見された。当初設計では、ひび割れ等の部分補修で対応することとなっていたが、劣化状況がひどいため、数年後に再補修となる可能性が高い。そこで、既存プールの部分補修からプール槽の入替えに変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 設計時の調査結果を元に、既存プール槽の部分補修で計画していた。



- ・ 工事着手後、プール槽の水を抜いて劣化状況を詳細に調査した。
- ・ 設計時の調査では把握できなかったひび割れ・剥離等が多数発見された。
- ・ 部分補修で対応した場合は、数年後に再補修となる可能性が高いため、施設管理者等の関係者と協議し、プール槽を入替えることとした。



変更設計

- ・ 既存プール槽の撤去と新規プール槽の仕様等を設計図書に明示する。
- ・ 変更した設計図書に基づく費用を計上する。

Point

施工過程での調査内容については、速やかに受注者は監督員に報告し、その確認を請求する。

変更の内容によっては、施工管理者等の関係者とも協議する必要がある。

【変更事例：建築 ④】

建築物の外壁改修工事において、足場を設置して外壁の劣化状況調査を実施したところ、設計時に想定していたよりも外壁の劣化がひどく、ひび割れ補修等の施工数量が増加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 設計時は足場を設置せずに、目視や手の届く範囲の打診調査でひび割れ等の数量を算出した。



- ・ 足場を設置して外壁の全面打診による劣化状況調査を実施した。
- ・ 想定よりも外壁の劣化がひどく、ひび割れ補修等の施工数量が増加した。



変更設計

- ・ 外壁のひび割れ補修等の位置、数量、仕様等を設計図書に明示する。
- ・ 変更した設計図書に基づく費用を計上する。

Point

外壁改修工事については、設計時に正確な施工数量を把握することが困難なため、設計変更の対象となることが多い。

施工過程での調査内容については、速やかに受注者は監督員に報告し、その確認を請求する。

【変更事例:建築 ⑤】

庁舎のトイレ改修工事において、当初設計では、工事期間中は仮設トイレを設置し、2系統あるトイレを同時工程で進める計画としていた。工事の着手に当たり、施設管理者に工程の説明をしたところ、仮設トイレでは業務上支障があることが判明したため、1系統ごとに工事を行うこととなった。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 設計図書には、仮設トイレを設置し、2系統のトイレを同時工程で進める記載があった。



- ・ 施設管理者に工程の説明をしたところ、仮設トイレでは業務上支障があることが判明した。
- ・ 既存のトイレを使用しながら、1系統ごとに工事を行うこととなった。



変更設計

- ・ 工事工程の変更に伴う仮設計画等の変更を設計図書に明示する。
- ・ 変更した設計図書に基づく費用を計上し、併せて工期も変更する。

Point

年度を越える工期の変更については、別途、予算の繰越手続を要する場合がありますので、注意が必要である。

【変更事例:建築 ⑥】

基礎工事に着手したところ、地中障害物が現れた。地中障害物を撤去することができないため、建築物の配置を大幅に変更することになり、計画通知の変更手続が完了するまで工事を一時中止した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 設計図書には、地中障害物の記載はない。
- ・ 計画通知の手続は完了していた。



- ・ 基礎工事で地中障害物が現れた。
- ・ 地中障害物を撤去することは困難であり、建築物の配置を大幅に変更することとなった。



変更設計

- ・ 建築物の配置を変更し、計画通知の手続が完了するまで工事の一時中止を指示する。
- ・ 必要に応じて、請負代金額と工期を変更する。

Point

設計変更等により計画通知の手続が必要となり、工事の施工を止める必要がある場合は、工事を一時中止させることができる。

【変更事例：建築 ⑦】

地元自治会から工事に伴う騒音・粉塵対策等について要望書が提出されたため、地元自治会と合意が成立するまで工事を一時中止した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・仕様書に「施工中の環境保全等」として、関係法令の遵守を記載している。



- ・地元自治会から騒音・粉じん対策等について要望書が提出された。
- ・地元自治会との話し合いには、時間がかかる見込みである。



変更設計

- ・受注者の責めに帰することができない事由と認められるので、工事の一時中止を指示する。
- ・必要に応じて、請負代金額と工期を変更する。

Point

要望書の内容が、受注者の責めに帰することができない事由と認められる場合は、工事を一時中止させることができる。

事前に地元自治会や近隣住民に説明していても、工事着手後に何らかの要望が出る場合がある。

(3) 電気設備工事

【変更事例：電気設備 ①】

ホール及び体育館の天井軽量化工事に当たり、消防署との打合せにより、壁付式煙感知器が設置可能であることが判明したため、当該仕様の感知器を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・震災等を考慮し、ホール及び体育館については軽量素材を採用した天井改修を行った。薄い素材のため、天井裏に登ることができず、維持管理が困難なため天井感知器免除の消防用設備等特例承認申請書の提出を予定



- ・消防署との打合せにより、壁付式煙感知器が設置可能であることが判明した。



変更設計

- ・光電式分離型感知器(壁付)を追加する。
- ・変更した設計図書に基づく費用を計上する。

Point

受注者は、設計時の調査が、経費的に目視調査が主体となることを念頭に置き、着工前に詳細な調査を行い、合理性のある施工を行うべきであり、発注者は必要な設計変更を行う必要がある。

【変更事例:電気設備 ②】

市営住宅の増設工事(既存棟:1~10号棟 増築棟:11号棟)において、増築棟の建設が既存棟のテレビ電波を受信するアンテナに受信障害をきたす可能性を考慮し、既存棟へ対策装置(受信可能棟からの電波切り回し装置)を設置した(箇所A)。

しかしながら、想定外の他の既存棟においてもアンテナの受信障害が発生したため追加の対策装置を設置することとした(箇所B)。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 箇所Aへの受信障害の対策装置は当初から見込まれていた。
- ・ 箇所Bへの受信障害の対策装置は当初から見込まれていなかった。



- ・ 工事を進める中、当初想定していなかった箇所への受信障害が発生した。



変更設計

- ・ 箇所Bへの受信障害の対策装置を設計図書に追記する。
- ・ 変更した設計図書に基づく費用を計上する。

Point

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に通知し、設計図書を変更することができる。【契約約款第19条(設計図書の変更)】

【変更事例：電気設備 ③】

消防法の改正等に伴う学校改修工事の非常放送設備更新工事において、図面と現場が一致しておらず、非常用スピーカの数量が不足していることが分かった。発注者は当初設計の図面を用いて設計していたが、その後の改修工事により間取りが変わっていた。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・発注図面が古く、非常用スピーカが必要数確保されていなかった。



- ・受注者が着工前に現地調査したところ、図面と現場が一致していないことが分かった。



変更設計

- ・追加の非常用スピーカ及び配管配線を図面及び設計図書に追記する。
- ・変更した設計図書に基づく費用を計上する。

Point

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、確認を請求する。【契約約款第18条（条件変更等）第1項第4号】

(4) 建築機械設備工事

【変更事例：機械設備 ①】

配管設備の改築工事において、配管撤去を行おうとしたところ、ダクトフランジパッキンからアスベストが検出された。法令に基づく撤去及び処分が必要となった。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・アスベストの分析調査無し。
- ・アスベストの撤去無し。



- ・配管等の保温材を外したところ、ダクトフランジパッキン等からアスベストを検出した。



変更設計

- ・アスベストの分析調査、撤去を設計書（特記仕様書）に明示する。（非石綿部での切断による除去等、撤去方法を明示する。）
- ・アスベストの分析費用、撤去費を計上する。

Point

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、確認を請求する。【契約約款第18条（条件変更等）第1項第4号】

【変更事例：機械設備 ②】

冷暖房設備の改築工事において、冷温水発生器のオーバーホールを行った。機器を停止し、溶接箇所等を外したところ、他にもオーバーホールが必要な箇所が見つかり工事を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・当初契約箇所以外の機器の異常は想定していなかった。



- ・オーバーホールを行うため機器を停止したところ異常が見つかった。



変更設計

- ・追加のオーバーホール箇所を、設計図書に明示する。
- ・変更した設計図書に基づく費用を計上する。

Point

追加のオーバーホール箇所については、機器を停止し溶接箇所等を外さなければ分からない箇所であった。追加工事については当初工事と密接に関連することから、別発注ではなく追加工事として契約変更する。

【変更事例：機械設備 ③】

多目的トイレ改修工事において、既設配管は残置とし、別の箇所新たな配管施工を予定していた。受注者が施工前に詳細な現地調査をしたところ、既存設備の点検スペースが確保できなくなるため、別の箇所へ新たに配管施工できないことが分かった。

そこで、既設配管を撤去し、撤去箇所に新たに配管を施工することとした。

当初設計

- ・新たな箇所への配管敷設を想定しており、既設配管は残置と想定していた。



- ・受注者による施工前の詳細な現地調査により、残置予定の配管を撤去する必要があることが分かった。



変更設計

- ・既設配管の撤去及び新設配管の施工箇所について設計図書に明示する。
- ・変更した設計図書に基づく費用を計上する。

Point

受注者は、設計時の調査が、経費的に目視調査が主体となることを念頭に置き、着工前に詳細な調査を行い、合理性のある施工を行うべきであり、発注者は必要な設計変更を行う必要がある。

【変更事例：機械設備 ④】

空気調和設備の機械設備改修工事において、附帯する電気設備改修工事の入札不調が続き落札者が決まらなかった。また、本施設は特に公共性が高く、工期延長は認められていなかった。

工期内に工事を完成させるため、本工事に、附帯する電気設備改修工事を追加することとした。

当初設計

- ・ 機械設備改修工事は単独発注であった。



- ・ 附帯する電気設備改修工事の入札不調が続き落札者が決まらなかった。



変更設計

- ・ 電気設備改修工事を追加工事とし、変更を設計図書に明示する。
- ・ 変更した設計図書に基づく費用を計上する。

Point

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。【契約約款第19条（設計図書の変更）】

【変更事例：機械設備 ⑤】

冷暖房設備の改修工事を施工するに当たり、冬期の2月上旬に現場着工を想定して仮設暖房費を計上していた。受注者が決まり、現地調査を行って工程を精査したところ、冬期を避け3月上旬に着工しても工期内に工事を完了させることが可能ということが分かった。従って仮設暖房が不要となった。

当初設計

- ・ 2月上旬に現場着工を想定しており、工事期間中に暖房設備が停止することから仮設暖房を計上していた。



- ・ 受注者が工程を精査したところ、3月上旬の着工となった。



変更設計

- ・ 設計図書の仮設暖房の全数量を減ずる。
- ・ 変更した設計図書に基づく費用を減額する。

Point

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。【契約約款第19条（設計図書の変更）】